

北國 ETC カード特約

第1条（定義）

1. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは地方道路公社または都道府縣市町村である道路管理者のうち、株式会社北國銀行（以下「当行」という）が指定するものとします。
2. 「ETC システム」とは、道路事業者が運営する、車両に装着した車載器に ETC カードを挿入し路側システムとの間で料金情報の無線通信を実施することにより、道路事業者の定める有料道路の料金所で通行料金の支払いのために止まることなく通行できるシステムとします。
3. 「ETC カード」とは、ETC システムにより料金を支払う方を識別して車載器を動作させる機能を有する IC カードの総称とします。
4. 「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で料金の決済に必要な情報の通信を行う機能を有する装置の総称とします。
5. 「路側システム」とは、ETC システムの車線に設置され、車載器との無線通信を行い、通行料金を計算する装置とします。
6. 「ETC マイレージサービス」とは、道路事業者が主となり運用する ETC 利用者向け割引サービスをいいます。尚、ETC マイレージサービスを利用する会員は道路事業者が定める「ETC マイレージサービス利用規約」を遵守するものとします。

第2条（ETC カードの貸与と取扱い）

1. 当行は ETC カードの追加発行元となるカード（以下「親カード」という）の会員が、本特約及び親カード会員規約（以下「会員規約」という）を承認の上所定の方法で申込し、当行が適当と認めた方（以下「会員」という）に対し、ETC カードを親カードに追加して発行・貸与します。
2. 会員は ETC カードの裏面に署名を行わないものとします。
3. ETC カードの所有権は当行に属します。ETC カードは ETC カードの表面に印字された会員本人以外は使用できません。
4. 会員は、ETC カードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は ETC カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託してはならず、また、理由の如何を問わず、ETC カードを他人に使用させ若しくは使用のために占有を移転させてはなりません。

第3条（ETC カードのご利用）

1. 会員は、道路事業者の定める料金所において、所定の方法で通過することにより、ETC カードを通行料金の支払い手段とすることができます。
2. 前項にかかわらず会員は、道路事業者の定める料金所において、通行料金の支払いに際し、ETC カードの呈示を求められた場合には、これを呈示するものとします。

第4条（ご利用代金の支払い）

会員は前条により負担する通行料金等に係る債務を、所定の日指定口座からの口座振替により支払うものとします。

第5条（ご利用枠）

ETC カードは親カード利用可能枠の範囲内で利用できるものとします。会員が親カードの利用枠を超えてETCカードを使用した場合も、会員は当然にその支払いの責を負うものとします。

第6条（利用疑義）

当行からの利用代金の請求は、ETC システムに記録された利用記録により道路事業者が作成する請求データに基づくものとします。なお、当該道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当行への支払義務は免れないものとします。

第7条（紛失・盗難）

1. ETC カードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、会員は、その ETC カード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。

2. 会員は、ETC カードが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当行に通知し、最寄警察署に届出るものとします。また会員は同様に当行に対し所定の書面により届出を行うものとします。

3. 当行は ETC カードが第三者によって取得される等、当行が認識した事由に起因して不正使用の可能性があるかと判断した場合、当行の任意の判断で ETC カードを無効登録できるものとし、会員および使用者は予め承諾するものとします。

第8条（会員保障制度）

1. 前条1項の規定にかかわらず、当行は会員が紛失・盗難により他人に ETC カードを不正利用された場合であって、前条2項の警察並びに当行への届け出がなされたときは、これによって会員が被る ETC カードの不正利用による損害を填補します。

2. 次の場合は、当行は填補の責を負いません。

（1）会員の故意若しくは重大な過失に起因する損害。なお、会員が ETC カードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員に重大な過失があったものと見なします。

（2）損害の発生が保障期間外の場合

（3）会員の家族・同居人・ETC カードの受領の代理人による利用に起因する場合

（4）会員が本条4項の義務を怠った場合

（5）紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合

（6）前条2項の紛失・盗難の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害

（7）戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害

（8）ETC マイレージサービスを利用する会員のマイレージサービスのポイントおよび還

元額（無料通行分）残高の減少により生じた損害

（9）その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害

3. 会員は、損害の填補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当行が填補に必要と認める書類を当行に提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

第9条（ETCカードの有効期限）

1. ETCカードの有効期限は、当行が指定するものとし、ETCカード表面に記載した月の末日までとします。

2. ETCカードの有効期限の2ヶ月前までに申し出がなく、当行が引き続き会員として認める場合には、新しいETCカードを送付します。

3. ETCカードの有効期限内におけるETCカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本特約を適用するものとします。

第10条（退会）

1. 会員がETCカードを退会する場合は、ETCカードを添え、当行に所定の届出用紙を提出する方法等の当行所定の方法により当行に届け出るものとします。

2. 会員が親カードを退会する場合は、会員のETCカードも同時に退会となるものとします。

第11条（再発行）

1. ETCカードの再発行は、当行所定の届け出を提出していただき当行が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当行所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。

2. ETCカードの再発行によりETCカードの会員番号が変更となった場合には、道路事業者が実施する登録型割引制度（以下「登録型割引制度」という）を利用する会員は、自ら道路事業者所定の会員番号の変更手続きを行うものとし、変更手続きが完了するまでのETCカードの利用が登録型割引制度の対象とならないことを予め承諾するものとします。当行は、ETCカードの利用が登録型割引制度の対象とならないことにより会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

第12条（利用停止措置）

当行は、会員が本特約若しくは会員規約に違反した場合またはETCカード若しくは親カードの使用状況が適当ではないと当行が判断した場合、会員に通知することなくETCカードの利用停止措置をとることができるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。当行は、ETCカードの利用停止の措置による道路上での事故に関し、これを解決若しくはは損害賠償する責任を一切負わないものとします。

第13条（免責）

1. 当行は、会員に対し、事由の如何を問わず、道路上または料金所での事故、ETCシステムおよび車載器に関する紛議に関し、これを解決し若しくは損害賠償する責任を一切負

わないものとしします。

2. 会員は車輛の運航に際し車載器に定められた用法に従い、必ず ETC カードの作動確認を行うものとしします。作動に異常がある場合には、ETC カードの使用を止め、直ちに当行に通知するものとしします。

3. 当行は ETC カード機能不良に基づく会員の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとしします。

4. 当行は登録型割引制度を含む道路事業者が提供する各サービスに関して、会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとしします。

第14条（特約の変更、承認）

本特約の変更については当行から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後に ETC カードを利用したときは、変更事項または新特約を承認したものと見なします。

第15条（ETC システム利用規程の遵守）

会員は、道路事業者が別途定める ETC システム利用規程を遵守し、ETC カードを利用するものとしします。

第16条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとしします。